

個タク法令教科書

[Ver.X]

(10.6)

AIMOTO

第1編 入門編 (法令科目の全体像)

| | |
|-----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1節 道路運送法と関連法令について | 4 |
| 第2節 旅客自動車運送事業運輸規則について | 20 |
| 第3節 タクシー業務適正化特別措置法と関連法令について | 22 |
| 第4節 道路運送車両法と関連法令について | 24 |
| 第5節 法令の仕組み等について | 26 |

第2編 本論編

第1章 道路運送法 30

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第1節 道路運送法の目的と守備範囲等 | 30 |
| 第2節 タクシー事業の許可、運賃料金と運送約款の認可 | 34 |
| 第3節 運送の引受義務と運送の順序 | 74 |
| 第4節 事業計画の変更と事業計画に定める業務の確保 | 77 |
| 第5節 タクシー業務・輸送の安全・公衆保護に関する規定 | 81 |
| 第6節 タクシー事業に関する規定 | 93 |
| 第7節 自家用自動車の使用 | 99 |
| 第8節 雑則 | 100 |
| 第9節 行政庁と権限の委任等 (道路運送法施行令) | 108 |

第2章 旅客自動車運送事業運輸規則 110

| | |
|----------------------------|-----|
| 第1節 旅客自動車運送事業運輸規則の目的と一般準則等 | 110 |
| 第2節 事業者 | 114 |
| 第3節 運行管理者、乗務員、旅客、雑則 | 136 |

第3章 タクシー業務適正化特別措置法 149

| | |
|---------------------------|-----|
| 第1節 タクシー業務適正化特別措置法の意義と目的等 | 149 |
| 第2節 タクシー業務適正化事業 | 154 |
| 第3節 タクシー業務の特別規制 | 156 |
| 第4節 雑則 | 165 |

第4章 道路運送車両法 167

| | |
|-------------------|-----|
| 第1節 道路運送車両法の意義と目的 | 167 |
| 第2節 自動車の登録等 | 169 |
| 第3節 道路運送車両の保安基準 | 174 |
| 第4節 道路運送車両の点検基準 | 178 |
| 第5節 道路運送車両の検査等 | 182 |

個人タクシー試験対策

個人タクシー法令教科書

Ver. X (2020)

AIMOTO

個人タクシー試験対策 **個タク法令教科書** [Ver.X]

(10.6)

はしがき

本書は、個人タクシー試験を受験する人を対象とした法令科目の教科書として執筆しました。本書の執筆以前には、個人タクシー試験に出題される法令科目については個人タクシー実務必携（大成出版）などの法令集で条文を直接読んで理解する以外に学習する方法がなく、受験生向けに法令科目について解説した文献は見当たらなかったと思います。

しかし、法令というのは厳格なルールに従って書かれており、しかも、その法令が作られた理由や、その法令を適用した場合の具体例などは法令の条文自体には書かれていません。ですから、条文だけを読んで法令に書いてあることをキチンと理解するのは非常に困難です。

そこで、本書は、法令が作られた理由や具体例を加え、さらに法令自体を直接読まなくても法令に書いてある意味内容を理解できるようにすることを目指して執筆しました。本書を読むだけで個人タクシー試験に出題される法令等についての全てが理解できるはずですが、そして、少なくとも許可試験となった平成14年以降に関東運輸局で出題された個人タクシー法令試験の問題は解けるようになるはずですが。

そうはいつても、本書はそれなりに分量があります。本書を読んで条文の意味内容が理解できたならば、その後は、条文だけを読んだ方が読むべき量は圧倒的に少なくて済みます。ですから、本書を数回読んで法令に書いてあることを理解できたならば、その後は法令集の条文を直接読んでみましょう。

法令集については、注解自動車六法や個人タクシー実務必携など、書いてある条文自体に変わりはありませんから一人ひとりが使いやすいものを利用されればいいでしょう。必要な法令をインターネットで収集することもできます。

私が編纂した「個人タクシー試験対策 個タク法令集」は、主要法令の条文の順序に従って読んでいくと関連法令や通達等がその条文の直後に記載してあり、ページをペラペラとめくらなくても読めるように編集してあります。その上、重要部分の強調や補足情報も加えてありますので、効率的に条文の読み込みをすることができます。

関東運輸局の特別区・武三交通圏で出題された許可試験以降の問題を網羅した「個人タクシー試験対策 個タク法令問題集」を併せて使用すると効果的です。

「個人タクシー試験対策 個タク法令集&問題集」は、上記の「個タク法令集」に「個タク法令問題集」の問題を加えたもので、条文ののちに、その条文から出題された過去問が掲載されていますから、法令の読み込みと問題演習とを同時に行うことができます（ただし、語群選択問題は同一条文につき1題のみ収録）。

個人タクシー試験の概要や個人タクシー事業者として独立する際に必要な要件と手続、法人乗務員と個人タクシー事業者とで異なる点、更には事業用自動車の代替えについて解説した「個人タクシー試験対策 個タク開業ハンドブック」は、これから生じる様々な疑問点を解決し、多くのノウハウを得るのに役立ちます。

これらは、Amazon (<https://www.amazon.co.jp>) や筆者が運営するサイト「個タク法令試験必携」 (<https://ss1.xrea.com/daiichij.s17.xrea.com/>) でも購入することができますので、必要な方はご利用ください。筆者のサイトは裏表紙のQRコードからもアクセスすることができます。

なお、地方ごとに取扱いが異なるものがいくつかあります。試験にはほとんど出題されませんが、それらについては東京都の特別区・武三交通圏に適用される通達等に従って記述しました。

最後に、個人タクシー事業を開業するために最も難しいことは、許可または認可されるまで無事故・無違反で営業を継続することです。本書を利用して学習された方が無事故・無違反を継続し1日でも早く個人タクシー事業を開業することができるよう、お祈りしています！

平成30年9月9日（令和6年8月15日修正） aimoto

- ※ 平成31年1月18日付け運輸規則第52条および別表の改正対応に伴い、加筆し新版としました。

平成31年2月20日 aimoto

- ※ 道路運送法施行令に関する記述と平成31年4月に新設された事前確定運賃に関する記述を追加し、令和元年10月からの消費税率改定に伴う運賃改定に対応したほか、全般的に分かりやすくなるように加筆・修正して第3版としました。

令和元年9月20日 aimoto

- ※ 運賃改定手続の部分等の増補部分を本文に反映して第3版増補版としました。

令和元年11月1日 aimoto

- ※ 拒否要件通達に関する記述を補充したほか、全般的に加筆・修正して第4版としました。

令和2年3月1日 aimoto

- ※ 全てのタクシーが禁煙車両となったことから、第4版第3刷にて禁煙表示の記述を修正しました。

令和2年5月15日 aimoto

- ※ 道路運送車両法の記述を中心に加筆・修正して第5版としました。

令和2年7月1日 aimoto

- ※ 1人1車制個人タクシー事業、許可・認可・届出、車種区分の記述を入門編から本論編へと移動するなどして入門編の記述を縮小し、また、標準処理期間、適性検査、運転者の選任、自家用使用に関する記述を本論編に追加したほか、自動車事故報告規則に関する項目を整理して読みやすくするなど、全般的に加筆・修正して第6版としました。

なお、令和2年11月には「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年6月3日法律第36号）の施行に伴って、旅客による物品の持込制限に関する運輸規則第52条を一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車（路線バス）から一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車（路線バス・貸切バス・ハイヤー・タクシー）へと拡大するなどの改正が予定されています。しかし、この改正法が出題されるのは令和3年7月試験からとなりますので、後日改正対応することといたします。

令和2年10月12日（令和2年12月1日修正） aimoto

- ※ 「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年6月3日法律第36号）による道路運送法の改正と、同改正法の施行（令和2年11月27日）に伴う運輸規則および一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款の改正に対応したほか、令和2年11月30日に導入された一括定額運賃および変動迎車料金の記述を追加して第7版としました。

令和2年12月1日 aimoto

はしがき

- ※ 運輸規則の解説に、運転者の選任と乗務員台帳、乗務員証、従業員に対する指導監督、適性診断に関する記述を追加するなどして第7版補訂版としました。

令和3年1月5日 aimoto

- ※ 運輸規則第52条第3号のアルコールの持込みに関する記述を訂正して第7版再訂版としました。

令和3年2月1日 aimoto

- ※ 度数70%以下のアルコール性飲料を持込制限物品から除外する「一般乗用旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の改正に対応したほか、自動車、道路等の定義、表示板等についての記述を加筆・修正して、第7版三訂版としました。

令和3年5月1日（令和4年4月1日修正） aimoto

- ※ 運輸規則の解説に健康診断に関する記述を追加し、全般的に加筆・修正を加えて第8版としました。

令和3年9月20日 aimoto

- ※ 「一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて」が発出されたことから、相乗り旅客の運送に関する記述を追加し、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の改正に対応したほか、「自家用使用中の交通共済」の記述を追加し、「過労防止等」の記述を整理して第8版補訂版としました。

令和3年12月10日（令和4年2月5日修正） aimoto

- ※ 「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」の改正に対応したほか、「運送約款の合意と内容の表示」の記述を追加し、公定幅運賃、標準運送約款の項目等に加筆・修正を加えて第8版再訂版としました。

令和4年1月25日 aimoto

- ※ 第8版再訂版第2刷にて事前確定運賃の項目に加筆しました。

令和4年2月5日 aimoto

- ※ 健康診断書について営業の支障の有無に係る医師の所見の記載を必要とする対象を全ての者へと拡大する旨の期限更新等取扱いの改正に対応したほか、全般的に加筆・修正を加えて第8版三訂版としました。

令和4年4月10日 aimoto

- ※ 令和4年11月14日施行の東京都の特別区・武三地区の運賃改定と、東京都の表示通達の改正（スーパースインを前席旅客席側上方に設置した場合の事業者乗務証の掲示位置）に対応したほか、全般的に修正を加えて第9版としました。

令和4年11月20日 aimoto

※ 令和5年1月から施行された電子車検証の導入のための令和元年5月27日改正の「道路運送車両法」に対応したほか、カーナビゲーションシステム等の電子地図を認めた令和4年12月28日改正の「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」および令和5年2月9日改正の「旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について」に対応し、第9版補訂版としました。

令和5年3月8日 aimoto

※ ①自動運転レベル4による自動運行旅客運送の実現に向けた道路運送法施行規則、自動車事故報告規則および運輸規則の改正（令和5年3月31日）、②地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律による道路運送法の改正（令和5年4月28日）、③乗務員等のプライバシー保護のための事業用自動車内での氏名掲示の廃止、事業者乗務証の様式変更および車内禁煙表示に関する道路運送法施行規則、運輸規則およびタク特法施行規則の改正（令和5年8月1日）、ならびに④東京都の表示通達の改正（令和5年8月17日）に対応し、第9版再訂版としました。

令和5年8月28日 aimoto

※ いわゆるダイナミックプライシングの実施に向けた事前確定型変動運賃を導入するための「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」の改正（令和5年6月28日）、令和6年4月1日施行の「自動車運転者の労働時間等の改善の基準」（平成元年労働省告示第7号）の改正（令和4年12月23日）、およびタク特法の指定地域に配置する事業用自動車においてカーナビゲーションシステムの機能を有する機器の備付けに関する運輸規則第29条の改正（令和6年2月29日）に対応したほか、公定幅運賃や自家用自動車の使用などにおいてライドシェアに関する記述を追加するなど、全般的に加筆・修正を加えて、Ver.X（10.1）としました。

令和6年7月25日（令和7年1月10日 一部修正し下記「版の表記方法について」へ移動） aimoto

版の表記方法について

- ・ Ver.X（10.1）から版の表記方法をコンピュータのアプリケーション風に改めました。
- ・ Ver.X（10.1）は従来の表記方法では第10版に該当します。
- ・ 今後、誤植の訂正などの軽微な修正にとどまる場合には（10.1.2）・（10.1.3）…とします。これは従来でいえば第2刷・第3刷…に該当します。
- ・ 小さな改訂をする場合にはバージョンは上げずに（10.2）・（10.3）…とします。これは従来でいえば補訂版・再訂版などに該当します。法改正の対応の大部分はこのレベルで行います。
- ・ 大きな改訂をする場合にはバージョン自体を上げてVer.XI（11.1）とします。
- ・ [例] Ver.X（10.2.3）は、第10版・補訂版・第3刷という意味です。

※ 掲示等情報のデジタル化を進める観点からウェブサイトへの掲載を追加する等の運輸規則の改正（令和6年4月30日）に対応し、Ver.X（10.2）としました。なお、個人タクシー事業は小規模であることから適用除外事由に該当するのが通常で、その場合、ウェブサイトへの掲載は不要となります。

令和6年8月15日 aimoto

はしがき

- ※ 運賃改定の申請率を5割以上とする運賃料金認可処理方針の改正（令和6年12月24日）に対応したほか、事業計画の箇所において自動運転のレベルに関する記述を追加し、個人タクシー事業者が現行の条件の下で特定自動運行旅客運送を行うことができるかについて否定的な立場での記述を加筆して、Ver.X（10.3）としました。

なお、令和6年11月にソフトメーターの使用を認める「一般乗用旅客自動車運送事業者が運賃及び料金の額を事業用自動車内において事業用自動車を利用する旅客に表示する方法を定める告示」案が公表されていますので、運賃料金の額の表示（運規4IV）の箇所においてこの告示案についても触れておきました。

上記ソフトメーターの使用を認める運賃額表示方法の告示は令和7年1月31日付けで発出されました（令和7年2月20日追記）。

令和7年1月25日（令和7年2月20日修正） aimoto

- ※ 令和7年6月1日施行の刑法改正（令和4年6月17日）による懲役刑および禁錮刑の拘禁刑への一本化に対応するとともに、近時、成田空港等において「呼び込み・客引き行為」が横行している旨の報道がされていたことから、運輸規則第2条第2項の解説において「呼び込み・客引き行為」が同条項に反し違法である旨の記述を追加して、Ver.X（10.4）としました。

なお、個人タクシー試験の出題範囲ではありませんが、令和7年4月1日施行の道路運送車両法施行規則の改正（令和6年6月25日）により、自動車の継続検査が従来の自動車検査証の有効期間満了日の1か月前から2か月前へと延長されています（Ver.X（10.3.4）にて対応済み）。

令和7年6月1日 aimoto

- ※ マイナ免許証の導入に伴うタク特法施行規則の改正（令和7年3月24日）により、個人タクシー事業者乗務証の交付、訂正、再交付の際に、従来の運転免許証の提示に加え、マイナ免許証での特定免許情報を提示する方法としてタク特法第5条第2項第3号に掲げる事項（第二種運転免許の種類、運転免許証または免許情報記録の番号および有効期限）を証するに足る資料の提示も認められましたので、これに関する記述を追加して、Ver.X（10.5）としました。

令和7年10月1日 aimoto

- ※ 令和5年12月28日改正により、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて」の通達名が「個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて」と改められていた点が未対応でしたので、Ver.X（10.5.3）にて対応しました。

令和7年12月30日 aimoto

- ※ 一般乗用自動車運送事業標準運送約款の改正（令和8年4月10日）および東京の特別区・武三地区の運賃改定（令和8年4月20日）に対応し、Ver.X（10.6）としました。なお、「タクシー事業者における軽自動車の活用について」（令和8年6月1日）が発出されていますが、個人タクシーは対象外です。

令和8年6月10日 aimoto

はしがき

目次

第1編 入門編（法令科目の全体像）

| | |
|-----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1節 道路運送法と関連法令について | 4 |
| 1 道路運送法の守備範囲と旅客自動車運送事業の種類 | |
| 2 道路運送法の概要 | |
| 3 道路運送法の附属法令 | |
| 4 通達 | |
| 5 行政庁と権限の委任等（道路運送法施行令） | |
| 第2節 旅客自動車運送事業運輸規則について | 20 |
| 第3節 タクシー業務適正化特別措置法と関連法令について | 22 |
| 第4節 道路運送車両法と関連法令について | 24 |
| 第5節 法令の仕組み等について | 26 |
| 1 個人タクシー法令試験で出題される法令等一覧 | |
| 2 条文に書いてある言葉のルール | |
| 3 法令の仕組みと条文の読み方等について | |

第2編 本論編

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 道路運送法 | 30 |
| 第1節 道路運送法の目的と守備範囲等 | 30 |
| 1 道路運送法の目的 | |
| 2 道路運送法の守備範囲と旅客自動車運送事業の種類 | |
| 第2節 タクシー事業の許可、運賃料金と運送約款の認可等 | 34 |
| 1 タクシー事業の許可（事業計画、添付書類、許可基準、欠格事由） | |
| 2 運賃料金の認可と届出 | |
| 3 自動認可運賃と公定幅運賃 | |
| 4 運賃改定手続（運賃料金認可処理方針） | |
| 5 運賃料金制度 | |
| 6 運賃料金の割戻しの禁止 | |
| 7 運送約款の認可と記載事項 | |
| 8 標準運送約款 | |
| 9 運賃料金と運送約款の公示 | |

| | | |
|-----|-------------------------|-----|
| 第3節 | 運送の引受義務と運送の順序 | 74 |
| 1 | 運送引受義務と運送の引受けおよび継続の拒絶 | |
| 2 | 運送の順序 | |
| 第4節 | 事業計画の変更と事業計画に定める業務の確保 | 77 |
| 1 | 事業計画の変更 | |
| 2 | 事業計画の変更手続 | |
| 3 | 事業計画の変更手続の省略 | |
| 4 | 事業計画に定める業務の確保 | |
| 第5節 | タクシー業務・輸送の安全・公衆保護に関する規定 | 81 |
| 1 | 禁止行為（営業区域外旅客運送） | |
| 2 | 乗合旅客の運送と相乗り旅客の運送 | |
| 3 | 輸送の安全に関する規定 | |
| 4 | 事故に関する規定 | |
| 5 | 自動車事故報告規則 | |
| 6 | 輸送の安全にかかわる情報の公表 | |
| 7 | 公衆の利便を阻害する行為の禁止 | |
| 第6節 | タクシー事業に関する規定 | 93 |
| 1 | 事業改善命令 | |
| 2 | 名義の利用と事業の貸渡しの禁止 | |
| 3 | 事業の譲渡と相続 | |
| 4 | 事業の休止と廃止 | |
| 5 | 事業の停止、許可の取消し等 | |
| 第7節 | 自家用自動車の使用 | 99 |
| 第8節 | 雑則 | 100 |
| 1 | 運送命令と損失補償 | |
| 2 | 条件と期限 | |
| 3 | 期限更新等取扱い | |
| 4 | 報告 | |
| 5 | 事業等報告規則 | |
| 6 | 届出 | |
| 7 | 自動車に関する表示 | |
| 第9節 | 行政庁と権限の委任等（道路運送法施行令） | 108 |

| | | |
|-----|----------------------------------|-----|
| 第2章 | 旅客自動車運送事業運輸規則 | 110 |
| 第1節 | 旅客自動車運送事業運輸規則の目的と一般準則等 | 110 |
| 1 | 旅客自動車運送事業運輸規則の目的と一般準則 | |
| 2 | 苦情処理 | |
| 第2節 | 事業者 | 114 |
| 1 | 運賃料金等の実施等 | |
| 2 | 領収証 | |
| 3 | 運送引受義務と危険物等の輸送制限等 | |
| 4 | 事故に関する規定 | |
| 5 | 輸送の安全に関する規定 | |
| 6 | 業務記録、運行記録計による記録、事故の記録 | |
| 7 | 地図の備付け、事業用自動車内の表示、応急用器具等の備付等 | |
| 8 | 事業用自動車の清掃と点検整備 | |
| 9 | 輸送の安全にかかわる情報の公表 | |
| 第3節 | 運行管理者、乗務員、旅客、雑則 | 136 |
| 1 | 運行管理者 | |
| 2 | 乗務員 | |
| 3 | 旅客 | |
| 4 | 雑則 | |
| 第3章 | タクシー業務適正化特別措置法 | 149 |
| 第1節 | タクシー業務適正化特別措置法の意義と目的等 | 149 |
| 1 | タクシー業務適正化特別措置法とは <特定指定地域で出題> | |
| 2 | タクシー業務適正化特別措置法の目的 <特定指定地域で出題> | |
| 3 | タクシーとハイヤー等の定義 <特定指定地域で出題> | |
| 4 | 指定地域と特定指定地域 <特定指定地域で出題> | |
| 5 | タクシー運転者の登録と登録実施機関 <特定指定地域で出題> | |
| 第2節 | タクシー業務適正化事業 | 154 |
| 1 | タクシー業務適正化事業と負担金 <特定指定地域で出題> | |
| 2 | 負担金の徴収 <特定指定地域で出題> | |
| 第3節 | タクシー業務の特別規制 | 156 |
| 1 | タクシー乗場とタクシー乗車禁止地区の指定 <特定指定地域で出題> | |
| 2 | タクシー等に関する届出 <指定地域で出題> | |
| 3 | タクシーである旨の表示 <指定地域で出題> | |
| 4 | 個人タクシー事業者乗務証 <全ての地域で出題> | |

| | | |
|-----|---------------------------|-----|
| 第4節 | 雑則 | 165 |
| 1 | 報告等 <特定指定地域で出題> | |
| 2 | 事業の停止、許可の取消し等 <特定指定地域で出題> | |
| 3 | 権限の委任等 <特定指定地域で出題> | |
| 第4章 | 道路運送車両法 | 167 |
| 第1節 | 道路運送車両法の意義と目的 | 167 |
| 1 | 道路運送車両法とは | |
| 2 | 道路運送車両法の目的 | |
| 第2節 | 自動車の登録等 | 169 |
| 1 | 自動車登録番号標と封印 | |
| 2 | 自動車の登録 | |
| 第3節 | 道路運送車両の保安基準 | 174 |
| 1 | 自動車の装置と道路運送車両の保安基準 | |
| 2 | 窓ガラス | |
| 3 | 非常信号用具、警告反射板、停止表示器材 | |
| 4 | とびらの開放方法の表示の要否等 | |
| 5 | 自動車の乗車定員と道路運送車両の保安基準 | |
| 第4節 | 道路運送車両の点検基準 | 178 |
| 1 | 自動車の点検整備義務 | |
| 2 | 日常点検整備 | |
| 3 | 定期点検整備 | |
| 4 | 整備命令 | |
| 5 | 点検整備に関する手引 | |
| 第5節 | 道路運送車両の検査等 | 182 |

凡例

1 法令および通達等の略語一覧

本書ではかっこ書で法令や通達等を記載する場合に、以下の略語を使用しています。

<道路運送法関係法令等>

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 道運 | 道路運送法 |
| 道運施行令 | 道路運送法施行令 |
| 道運施規 | 道路運送法施行規則 |
| 処理方針 | 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について |
| 運賃制度 | 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について |
| 観光ルート別 | タクシーの観光地におけるルート別運賃制度の見直しについて |
| 事前確定 | 一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて |
| 標準約款 | 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款 |
| 拒否要件 | タクシー業務適正化臨時措置法の施行について |
| 相乗運送 | 一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて |
| 事故報規 | 自動車事故報告規則 |
| 期限更新 | 個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて |
| 事業報規 | 旅客自動車運送事業等報告規則 |

<旅客自動車運送事業運輸規則関係法令等>

| | |
|---------|--|
| 運規 | 旅客自動車運送事業運輸規則 |
| 運規解釈運用 | 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について |
| 運賃額表示方法 | 一般乗用旅客自動車運送事業者が運賃及び料金の額を事業用自動車内において事業用自動車を利用する旅客に表示する方法を定める告示 |
| 賠償基準 | 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示 |
| 地図規格 | 旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について |
| 危険物運送基準 | 旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示 |

<タクシー業務適正化特別措置法関係法令等>

| | |
|--------|--------------------|
| タク特 | タクシー業務適正化特別措置法 |
| タク特施規 | タクシー業務適正化特別措置法施行規則 |
| タク特施規程 | タクシー業務適正化特別措置法施行規程 |

<道路運送車両法関係法令等>

| | |
|--------|----------------------|
| 車両 | 道路運送車両法 |
| 保安基準 | 道路運送車両の保安基準 |
| 保安基準告示 | 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 |
| 点検基準 | 自動車点検基準 |

<その他>

| | |
|------|--|
| 表示 | 東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱 について |
| 道交 | 道路交通法 |
| 道交法令 | 道路交通法施行令 |
| 安衛則 | 労働安全衛生規則 |

2 条文番号の略記方法

本書では次のルールによって条文番号を略記しています。

- 条： 算用数字 (1 2 3)
- 項： ローマ数字 (I II III)
- 号： 丸数字 (①②③)

3 略記の例

- 例 1) 道路運送法第五条第一項第三号 → 道運5 I ③
- 例 2) 道路運送車両法第四十七条の二第一項 → 車両47の2 I

4 その他

- ◀語群▶ 語群選択問題に出題された条文についての解説部分
- ◀発展▶ 試験のレベルを超えている解説部分
- ◀参考▶ 試験の出題範囲に含まれていないものについての解説部分
- ◀疑義▶ 疑義がある試験問題についての解説部分

個タク試験の出題法令と通達等の関連

◎=法律 ●=政令 ○=省令 * =通達・告示・公示

●道路運送法

◎道路運送法施行規則

- 9条の3 (運賃および料金) → * 運賃料金認可処理方針
* 運賃料金制度 (→ * 表示通達)
* 観光ルート別
* 事前確定運賃取扱い
- 11条 (運送約款) → * 標準運送約款
- 13条 (運送引受義務) → * 拒否要件通達
- 21条 (乗合旅客の運送) → * 相乗り旅客運送取扱い
- 29条 (事故の報告) → ◎ 事故報告規則
- 38条 (事業の休止および廃止) → * 期限更新等取扱い III
- 86条 (条件または期限) → * 期限更新等取扱い I・II
- 94条 (報告、検査および調査) → ◎ 事業等報告規則
→ * 表示通達

●道路運送法施行令

◎旅客自動車運送事業運輸規則

- 4条 (運賃および料金等の実施等) → * 運賃額表示方法告示
- 13条 (運送の引受けおよび継続の拒絶) → * 拒否要件通達
- 19条の2 (損害賠償措置) → * 損害賠償基準告示
- 29条 (地図の備付け) → * 地図規格
- 52条 (物品の持込制限) → * 危険物運送基準告示
→ * 表示通達

●タクシー業務適正化特別措置法

◎タクシー業務適正化特別措置法施行規則

- 2条の2・2条の3 (指定地域等の指定) → * タク特法施行規程
→ * 表示通達

●道路運送車両法

- 41条 (自動車の装置) → ◎ 道路運送車両の保安基準
- 47条の2 (日常点検整備) → ◎ 自動車点検基準

第1編 入門編（法令科目の全体像）

はじめに

【入門編での学習のポイント】 個人タクシー試験の法令試験は、一つの法令だけでなく、数多くの法令等から出題されます。この入門編を学習するにあたっては、どのような法令等から出題されるのか、また、これらの法令等にどのような事項が定められているのか、という法令科目の全体像を大まかに把握することを目標にしましょう。細かな点は本論編でマスターすれば十分です。なお、ひととおりの学習をした方は、法令集で法令等を丁寧に引いて読み進めれば総復習をすることができます。

【個人タクシー試験に出題される主要法令】 個人タクシー試験の法令試験は、①道路運送法、②タクシー業務適正化特別措置法、③道路運送車両法という三つの法律とこれらに関連のある法令（関連法令）から出題されます。

①道路運送法の主要な関連法令としては、④旅客自動車運送事業運輸規則と⑤道路運送法施行規則とがありますが、④旅客自動車運送事業運輸規則は重要度が高いので独立して取り上げて学習します。これに対し、⑤道路運送法施行規則については道路運送法の細目を定めた関連法令なので、①道路運送法と併せて学習します。

また、②タクシー業務適正化特別措置法の細目を定めた関連法令である⑥タクシー業務適正化特別措置法施行規則も②タクシー業務適正化特別措置法と併せて学習します。

このように個人タクシー試験の法令試験に出題される主要法令は六つありますが、出題分野としては、①道路運送法、④旅客自動車運送事業運輸規則、②タクシー業務適正化特別措置法および③道路運送車両法の四つに分けることができます。以下、順に見ていきましょう。

<出題される主要法令>

- ① 道路運送法 ————— + ⑤ 道路運送法施行規則
 - ↳ ④ 旅客自動車運送事業運輸規則
- ② タクシー業務適正化特別措置法 —— + ⑥ タクシー業務適正化特別措置法施行規則
- ③ 道路運送車両法

〔道路運送法とは〕 タクシーは、自動車を使ってお客様（旅客）を運送し、その代わりに運賃や料金を頂くという、公共交通機関の一翼を担うものです。このタクシー事業を規制する道路運送法は、道路運送事業について、輸送の安全を確保するという点や、利用者の利益の保護や利便の増進という点から、様々なルールを定めています。そして、道路運送法の細目を定めた関連法令が道路運送法施行規則です。

道路運送法においては、タクシー事業を営むためにはお役所の許可を受けることを必要とし、ルール違反をする事業者については事業の停止や許可の取消し等を行うこととしています。また、事故が起らないようにするために輸送の安全を確保するという点からのルールを定めています。さらに、運賃や料金を公正で妥当なものとするために原則としてお役所のお墨付き（認可）を受けることを必要とし、利用者からの乗車申込みをむやみに断ることができないようにするなどの利用者の利益の保護や利便の増進という点からのルールも定めています。

個人タクシーの法令試験では、この道路運送法が最も重要な試験範囲で、法令学習の中心となります。

〔旅客自動車運送事業運輸規則とは〕 道路運送法と同様に輸送の安全とお客様（旅客）の利便を図るという観点からのルールを定めたものが旅客自動車運送事業運輸規則です。この旅客自動車運送事業運輸規則は道路運送法の関連法令ですが、重要度も高く分量も多いため独立した分野として取り扱います。

旅客自動車運送事業運輸規則においては、苦情処理や、領収証、業務記録、地図の備付け、事故や輸送の安全に関するものなど、事業者が守るべきルールのほか、運行管理者や乗務員、お客様（旅客）が守るべきルールについても定めています。

〔タクシー業務適正化特別措置法とは〕 タクシーにおける乗務員の待遇は、そのほとんどが歩合給です。その結果、高營收を追求する乗務員は、休憩もとらずに長時間乗務して輸送の安全をおびやかすだけでなく、短距離の利用者については乗車拒否をし、長距離の利用者に乗車していただくなどの、タクシーの利用者の利便を損ねるという不届き者も現れてきます。そこで、タクシー事業の業務の適正化を図るための特別なルールが必要となってきます。このような必要性から定められたルールがタクシー業務適正化特別措置法です。そして、その細目を定めた関連法令がタクシー業務適正化特別措置法施行規則です。

タクシー業務適正化特別措置法においては、輸送の安全と利用者の利便を確保することが困難となるおそれのある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められるか否かという点から、指定地域という地域を指定できるものとし、この指定地域のうち特に利用者の利便を確保する観点から、特定指定地域という地域を指定できるものとして、その地域ごとに様々な規制をしています。まず、①すべての地域において、個人タクシー事業者については、個人タクシー事業者乗務証を交付してタクシーの車内に表示させることとしています。また、②指定地域では、タクシーを営業所に配置する場合には届出をさせることとし、タクシー車両の両側面や表示灯（あんどん）にタクシーである旨を表示させるなどのルールを定めています。さらに、③特定指定地域においては、適正化事業実施機関（タクシーセンター）を置いて、タクシー事業者に負担金を課すとともに、乗車禁止地区とタクシー乗場を設けるなどのルールを定めています。

〔道路運送車両法とは〕 道路運送法と旅客自動車運送事業運輸規則、タクシー業務適正化特別措置法は、タクシー事業等に関するルールですが、道路運送車両法は、道路運送における道具についてのルールです。そこで、安全に関しても、輸送の安全ではなく、道路運送車両に関する安全性という観点から規定しています。

道路運送車両法においては、自動車の登録や自動車登録番号標（ナンバープレート）、窓ガラスなどの道路運送車両の保安基準、日常点検整備などの道路運送車両の点検と整備、道路運送車両の検査（車検）などについてのルールを定めています。

〔法令目次を作ろう〕 法令を学習する際には条文を読む必要がありますが、この入門編で取り上げる法令等は試験で出題される重要なものばかりです。これらの法令等へいかに素早くアクセスできるかは学習時間短縮のための鍵となります。例えば、ある条文を読むのに10秒かかるものとします。Aさんは法令集でその条文の記載ページを開くのに30秒かかるならば条文を読み終わるまで合計40秒です。これに対し、Bさんは記載ページを開くのに10秒ならば条文を読み終わるまでの合計は20秒で、Aさんの半分の時間で読み終わることができます。そこで、素早く法令の記載されているページを開けるようにするために、主要法令の目次を作成して法令集の表紙や表紙の裏などのすぐに見れるところに貼り付けておきましょう。

そして、道路運送法、道路運送法施行規則、旅客自動車運送事業運輸規則、タクシー業務適正化特別措置法、タクシー業務適正化特別措置法施行規則および道路運送車両法の六つの法令を法令集で瞬時に開けるようにすることが第一のミッションです！

第1節 道路運送法と関連法令について

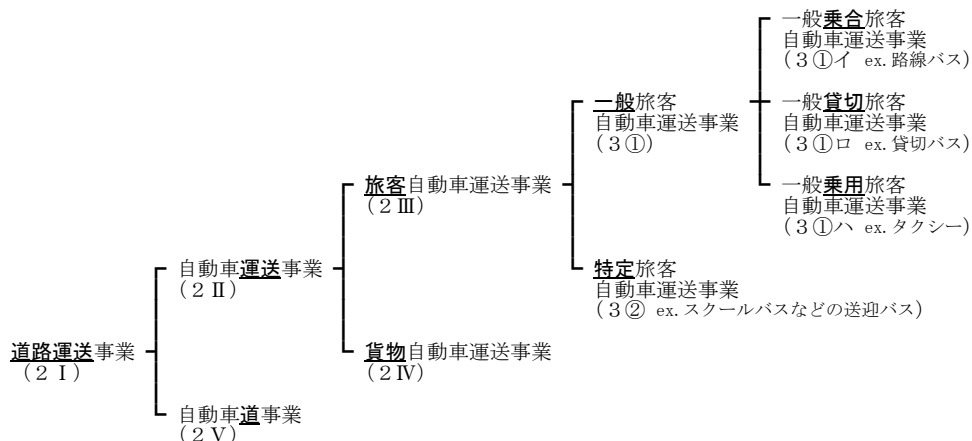
個人タクシー試験に出題される法令の中で最も重要なのは道路運送法です。そこで、この道路運送法にどのようなことが規定されているかについて、一緒に学ぶべき関連法令も含めて、そのあらましを見てみましょう。

1 道路運送法の守備範囲と旅客自動車運送事業の種類

〔道路運送法の守備範囲〕 まずは、道路運送法は何を対象にして規定をしているのか確認しておきましょう。道路運送法の守備範囲は、道路運送事業です。この道路運送事業のうち、自動車を使って運送事業を営む自動車運送事業（道運2Ⅱ）についてはイメージしやすいでしょう。しかし、道路運送事業には、道路を作って事業を営む自動車道事業（道運2Ⅴ）も含まれています（道運2ⅠⅡ）。

また、自動車運送事業の中には、私たちの営むタクシー事業やバス事業のように、有償で（すなわち、お金などの対価をもらって）お客様（「旅客」）を運送する旅客自動車運送事業（道運2Ⅲ）がありますが、これだけではありません。自動車運送事業には、もう一つあって、トラックによる運送事業のように、有償で「貨物」を運送する貨物自動車運送事業（道運2Ⅳ）も含まれているのです（道運2Ⅱ）。このように、道路運送法の守備範囲はずいぶん広いのです。

<道路運送法の守備範囲と旅客自動車運送事業の種類>



【旅客自動車運送事業の種類】 次に旅客自動車運送事業の種類についても確認しておきましょう。旅客自動車運送事業は、(1)不特定(一般)の人のために行う**一般旅客自動車運送事業**(道運3①)と、(2)特定の人のために行う**特定旅客自動車運送事業**(道運3②、ex. スクールバスなどの送迎バス)の二つに大別されています。

さらに、前者の(1)**一般旅客自動車運送事業**は、①**一般乗合旅客自動車運送事業**(道運3①イ、ex. 路線バス)、②**一般貸切旅客自動車運送事業**(道運3①ロ、ex. 観光バスなどの貸切バス)、③**一般乗用旅客自動車運送事業**(道運3①ハ、ex. ハイヤー・タクシー)に分類されています。

私たちが試験のために学習しなければならない部分は、③**一般乗用旅客自動車運送事業**に関係するところのみですが、**旅客自動車運送事業の種類**は、学習を進めていく前提として重要ですから、左頁の樹形図を見ながら正確に覚えましょう。

【個人タクシー事業とは】 みなさんがこれから開業しようとしている**個人タクシー事業**とは、道路運送法第4条に基づく許可を受けた個人のみが自動車を運転することにより事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業をいいます(個人タクシー事業の申請に対する処分に関する処理方針1)。すなわち、「使用する事業用自動車は1両であり、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない」という条件が付されています。したがって、使用できるタクシー車両は1両だけで、故障した場合でも代車を使用することはできません。また、営業のために乗務できるのは自分自身だけで、他人を雇って乗務させることはできません。このことから、「1人1車制個人タクシー」と呼ばれてきました。これから**個人タクシー事業**の開業を目指すみなさんは、**一般乗用旅客自動車運送事業**のうち「1人1車制個人タクシー」に関する法令等を学習していくこととなります。

2 道路運送法の概要

これから学習する道路運送法の範囲が明らかになったところで、その中身について見ていきましょう。ここでは、タクシー事業がいわゆる許認可事業であることから、これに関係するものとして、**事業計画、運賃料金、運送約款、運送引受義務、事業の停止と許可の取消し**等に関する制度を取り上げて説明し、その他にどのようなものを学ぶのかについての概要を紹介します。

【事業の許可申請と事業計画】 タクシー事業というのはご存知のとおり許認可事業ですから、お役所から許可をもらわないと事業を開始することができません（道運4）。どのような手続によって許可をしてもらうのか、については道路運送法に規定されています。

タクシー事業の許可を受けようとする人は、必要な事項を書いた申請書をお役所に提出しなければなりません（道運5、道運施規4Ⅷ・5・6 IⅣ）。

これに対し、申請を受け付けて許可をする側のお役所としては、これから事業を始めようとする人が「どこでどのような事業をどのように行おうとしているのか」という事業の青写真が分からないと許可をしていいのかダメなのかの判断をすることができません（道運6参照）。そこで、これから始める事業の青写真を申請書に記載してもらうこととして、お役所が許可をするかどうかの判断の材料にすることとしています。この青写真のことを事業計画（道運5 I ③、道運施規4Ⅷ）と呼んでいます。

事業計画に定めなければならない事項として、①営業区域、②主たる事務所および営業所の名称および位置、③事業用自動車の数など、④自動車車庫の位置および収容能力、などが要求されています（道運施規4Ⅷ）。覚えておきましょう。

【運賃料金の認可・届出】 お役所からタクシー事業の許可を受けて事業を開始するとしても、運賃や料金は、各事業者が自由に設定できるものではありません。運賃をいくらにするか、また、待料金や迎車回送料金など、どのような料金を設定し、それらをいくらにするかなどについては、原則として、お役所のお墨付きを受けておかなければなりません（道運9の3 I、道運施規10の3）。このお墨付きを「認可」といいます。タクシー事業は許認可事業ですから、色々とお役所に認めてもらわなければならないことが多いのです。

【運送契約と運送約款】 タクシーの営業を法律的に考えると、お客様（旅客）を目的地まで運送する対価として運賃を頂くという契約を結んでいるということです。この契約を運送契約といいます。しかし、運送契約の内容はこれだけではありません。例えば、運賃や料金の受渡し（収受）はいつどのようにするのか、もし事故が起きた場合などに事業者の責任はどうするのか、などなど、その他にも運送契約として決めておくべきことはたくさんあります。

タクシーを利用してくださるのが少数の決まったお客様（旅客）だけでしたら、いったん運送契約の内容を決めておいて、「いつもの契約内容で」とすることもできるでしょう。しかし、流しの営業を基本とするタクシーは、よく一期一会といわれるように、タクシーを利用してくださるお客様（旅客）も不特定で多数の人々であることが通常です。そうすると、運送契約の内容について、乗車していただくお客様（旅客）ごとに、そのたびごとに、その場の交渉によって決めるとしたならば、営業するたびに大変な手間と時間がかかってしまいます。それはすなわち、お客様（旅客）の利益を害する結果となってしまいます。

そこで、お客様（旅客）ごとに、そのたびごとに、その場の交渉で決めるのではなく、あらかじめ公平で妥当と考えられる画一的なルールを事業者が定めておいて、お客様（旅客）には原則としてそのルールに従ってもらうという仕組みがとられています。この事前に定めたルールを運送約款と呼びます。

【運送約款の認可】 運送約款は事業者が定めるのですが、その内容を好き勝手に決めることができるとするならば、事業者が一方的に自分に都合のいい内容にしてしまい、お客様（旅客）やお客様（旅客）となるべき一般の人々（公衆）の利益が害されてしまうおそれがあります。そこで、この運送約款についても監督官庁であるお役所のお墨付き（認可）を受けなければならない（道運11）こととなっています。

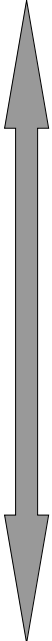
運送約款に記載しなければならない事項として、①事業の種別、②運賃および料金の収受または払戻しに関する事項、③運送の引受けに関する事項、④運送責任の始期および終期、⑤免責に関する事項、⑥損害賠償に関する事項、⑦その他運送約款の内容として必要な事項、が要求されています（道運施規12）。事業計画に定めなければならない事項と混同しないように区別して覚えましょう（次頁参照）。

【◀語群▶運送引受義務と運送の引受けの拒絶】 タクシー営業に関しては運送引受義務が重要です。タクシーは公共交通機関であり公共性の高いものですから、乗車の申込みがあつたらタクシー事業者は承諾する義務を負っていて、むやみに運送の引受けをお断り（拒絶）することはできません（道運13）。例外的に、荷物を入れるとトランクが閉まらない場合や、危険物（ex. 500gを超えるマッチ、100gを超える花火、盲導犬等を除く動物）を所持している者、過度の泥酔者など、幾つかの運送の引受けを拒絶することができる事由が定められています（道運13、運規13）。

事業計画と運送約款を覚えよう！

お役所


事業計画（許認可のための青写真）として記載する事項（道運施規4Ⅷ）

- 
- ① 営業区域 ※ 変更（個タクはなし）→ 事前の認可（道運15Ⅰ）
 - ② 主たる事務所および営業所の名称および位置
※ 変更 → 遅滞なく届出（道運15Ⅳ）
 - ③ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数
ならびにその種別ごとの数
および地方運輸局長が指定する地域にあつては
国土交通大臣が定める区分ごとの数
※ 変更（個タクはなし）→ あらかじめ届出（道運15Ⅲ）
 - ④ 自動車車庫の位置および収容能力
※ 変更 → 事前の認可（道運15Ⅰ）
 - ⑤ 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては
自動運行旅客運送に係る上記①③に掲げる事項 ※ 変更→ ①③による（道運15ⅠⅢ）

事業者

旅客

運送約款（旅客との契約条項）に定める事項（道運施規12）

- 
- ① 事業の種別
 - ② 運賃および料金の收受または払戻しに関する事項
 - ③ 運送の引受けに関する事項
 - ④ 運送責任の始期および終期
 - ⑤ 免責に関する事項
 - ⑥ 損害賠償に関する事項
 - ⑦ その他運送約款の内容として必要な事項

※ 標準運送約款と同一の運送約款 → 認可を受けたものとみなす（道運11Ⅲ）

※ 運送約款の変更の認可申請 → 変更を必要とする理由（道運施規11④）

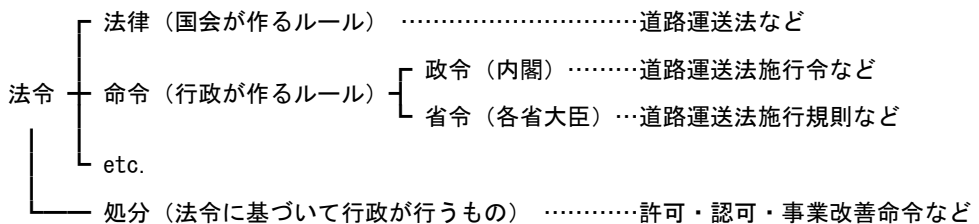
[◀語群▶事業の停止、許可の取消し等] タクシー事業は許可制の事業ですから、お役所は、タクシー事業者が乗車拒否などのルール違反をすると、①6月(むつき)以内の自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止、②6月以内の事業の停止、③許可の取消しをすることができます(道運40)。タクシー会社の場合であれば、①輸送施設の使用の停止は、営業所にある自動車のうち10台を30日間停止するなど、②事業の停止は、全部の営業所を30日間停止するなどです。停止はいつでも6月が限度で1年間の停止を命じることはできません。6月の停止を超える嚴重な処分が必要となる場合には、③許可自体の取消しがされることとなります。これらの処分がされる事由は、次のとおりです。

- (1) ①この法律もしくは②この法律に基づく命令もしくは③これらに基づく処分または④許可もしくは認可に付した条件に違反したとき
- (2) 正当な理由がないのに許可または認可を受けた事項を実施しないとき
- (3) 欠格事由(道運7. ex. 1年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過していない者等)に該当することとなったとき

[◀参考▶法令・法律・命令・処分とは] (1)法令とは、法律と命令を合わせた呼び方です。(2)立法府である国会が作るルールを法律といい、(3)行政府である内閣や国土交通大臣などのお役所が作るルールを命令といいます。命令のうち、①政府すなわち内閣が作るものが政令、②国土交通大臣などの各省大臣が作るものが省令です。

(4)これらの法令に基づいて具体的に行われるものを処分といいます。例えば、みなさんが開業する際には法令に基づく処分として、お役所の許可処分(新規許可の場合)や認可処分(譲渡譲受認可の場合)を受けます(道運4・36 I)。また、お客様(旅客)の利便その他公共の福祉を阻害している事実があるときは、事業改善命令という処分を受けることがあります(道運31)。事業改善「命令」というネーミングなのに「処分」だなんて分かりにくいですね。同じ「命令」という用語でも、事業改善命令における「命令」は、法令(法律・命令)のうちの「命令」ではなく、「命じる」という日常的な意味での「命令」が使われているのです。

<法令・法律・命令・処分の区別>



<学習すべき道路運送法の規定と関連条文等一覧>

(1) 総則 (第1章)

- ・ 道路運送法の目的 (道運1)
- ・ 道路運送事業に関する定義 (道運2)

(2) 旅客自動車運送事業 (第2章)

- ・ 旅客運送事業の種類 (道運3、道運施規3の2)
- ・ 許可、許可申請と事業計画 (道運4・5・6、道運施規4Ⅷ・15の2 I ①②ニ・5・6)
- ・ 欠格事由 (道運7)
- ・ 運賃料金の認可と届出 (道運9の3・附則2・道運9Ⅶ、道運施規10の3・10の4、通達)
- ・ 運賃料金の割戻しの禁止 (道運10)
- ・ 運送約款の認可 (道運11、道運施規11・12、標準運送約款)
- ・ 運賃料金と運送約款の公示 (道運12 I。なお、運規4参照)
- ・ 運送引受義務と運送の引受けの拒絶 (道運13、運規13・49Ⅳ・52、拒否要件通達)
- ・ 運送の順序 (道運14)
- ・ 事業計画の変更 (道運15、道運施規4Ⅷ・15の2 I ①②ニ・14・15・15の3)
- ・ 事業計画等に定める業務の確保 (道運16)
- ・ 禁止行為 (営業区域外旅客運送) (道運20)
- ・ 乗合旅客の運送 (道運21、相乗り旅客運送取扱い)
- ・ 輸送の安全性の向上 (道運22、運規2の2)
- ・ 運行管理者 (道運23 I、運規47の9 I ③)
- ・ 運転者の制限 (道運25)
- ・ 輸送の安全等 (道運27)
- ・ 旅客の禁止行為 (道運28 I、運規52・53)
- ・ 重大な事故を起こした際の報告 (道運29、事故報告規則)
- ・ 輸送の安全にかかわる情報の公表 (道運29の2・29の3、運規47の7)
- ・ 公衆の利便を阻害する行為の禁止等 (道運30)
- ・ 事業改善の命令 (道運31)
- ・ 名義の利用、事業の貸渡し等の禁止 (道運33)
- ・ 事業の譲渡および譲受 (道運36 I Ⅲ、道運施規22)
- ・ 事業の相続 (道運37、道運施規24)
- ・ 事業の休止および廃止 (道運38 I Ⅳ、道運施規25 I、運規7 I、期限更新取扱いⅢ)
- ・ 事業の停止および許可の取消し等 (道運40)
- ・ 事業の停止等における自動車検査証の返納と自動車登録番号標の領置 (道運41)

(3) 自家用自動車の使用 (第5章)

- ・ 自家用有償運送 (道運78・79)

(4) 雑則 (第6章)

- ・ 運送に関する命令と損失の補償 (道運84・85)
- ・ 条件または期限 (道運86、期限更新取扱い I Ⅱ)
- ・ 事業の報告 (道運94 I、道運施令6Ⅲ、事業等報告規則。届出につき道運施規66)
- ・ 自動車に関する表示 (道運95。なお、タク特45 I・タク特施規29 I ②参照)

3 道路運送法の附属法令

[◀参考▶法律と命令(政令・省令)の違い] ここまで道路運送法の内容をざっと見てきました(その他に本論編で学習すべき規定は左頁一覧参照)。しかし、タクシー事業に関して必要なルールは、この道路運送法という法律に全て規定されているのではなく、政令や省令という命令にも規定されています。では、これらはどう違うのでしょうか。法律というものは私たち国民が守らなければならないルールですから、私たちの代表である国会議員のみなさんが国会で議論をしながら作るという建て前になっています。そうはいつても、全てを国会で決めるのは大変なので、大枠については国会で法律を作り、手続の細かなことなどについては、「政令で定めるところにより」とか「省令で定めるところにより」などと法律に規定することによって、政令や省令を作るお役所の判断にお任せ(委任)しているのです。そして、お役所がその分野の専門家として主に省令というかたちで細かなルールを作っています。

[道路運送法の附属法令] このように、道路運送法に規定がある事項であっても、手続の細かなルールは省令で定められています。道路運送法の所管は国土交通省なので、道路運送法についての細かなことは国土交通省令で定めているのです(平成13年の中央省庁再編前は運輸省令でしたが、現在、これらも国土交通省令として取り扱われています。)。道路運送法に係るある省令は、これから紹介するようにいくつかありますが、これらの省令などをまとめて道路運送法の「附属法令」と呼んだりします。この道路運送法の附属法令の中でも非常に重要な省令として、道路運送法施行規則と旅客自動車運送事業運輸規則とがあります。順に見ていきましょう。

[道路運送法施行規則] 道路運送法施行規則は名前のおり「道路運送法」を施行するための規則です。ほとんどの規定が「法第〇〇条の～は、××とする。」などと規定されていて、ここにいう「法」とは「道路運送法」を指しています(道運施規I I かつこ書)。したがって、道路運送法施行規則は、道路運送法の内容を補完するものとなっていますから、道路運送法と併せて学習するのが合理的です。道路運送法だけ、道路運送法施行規則だけ、を取り出して学習するのは効率が悪いのです。本書でも、道路運送法施行規則については、独立して取り上げて解説することはしないで、道路運送法と併せて必要な条文についてのみ解説を行っていきます。

〔旅客自動車運送事業運輸規則〕 次にもう一つの非常に重要な省令は「旅客自動車運送事業運輸規則」で、単に「運輸規則」と呼ぶことが多いです。前述のとおり、道路運送法の守備範囲は「自動車道事業」や「貨物自動車運送事業」も含むもので、ずいぶんと広いです。そのうちの、特に旅客自動車運送事業に限定して規定を設けている省令が運輸規則です。ですから、この運輸規則は、いわば道路運送に関する法規のうちの旅客自動車運送事業スペシャルという感じのものです。タクシー事業も旅客自動車運送事業に含まれていますから、運輸規則は道路運送法に次いで重要性が高いといえます。条文数も多いので独立してしっかりと学習しなければなりません。そこで、本書では、道路運送法の解説の次に、独立して運輸規則を取り上げて解説を行っていきます。なお、運輸規則も道路運送法の附属法令ですから、上位の法である道路運送法との関連も意識するようにしましょう。例えば、運送引受義務に関する道路運送法第13条は、運送の引受拒絶事由を一部規定していますが、更に第6号において「国土交通省令で定める正当な事由があるとき」と規定し、これを受けて、運輸規則第13条が運送の引受けおよび継続の拒絶事由を規定しています。

〔その他の道路運送法の附属法令①・自動車事故報告規則〕 道路運送法施行規則は道路運送法の範囲全般を対象とした省令であり、運輸規則は旅客自動車運送事業の範囲に限定されていますがその全般を対象とした省令です。これらの省令に対して、特定の事項のみを対象とした省令があります。その一つが、「自動車事故報告規則」で、単に「事故報告規則」と呼ぶことが多いです。

道路運送法第29条は、自動車が転覆したり火災を起こしたりするなど重大な事故があった場合には遅滞なくお役所に報告しなければならない旨を規定していますが、この場合のほか、どのような場合に報告をしなければならないか、どのような事項について、どのように報告をするのか、については国土交通省令にお任せ（委任）しています。これに基づいて作られた国土交通省令が自動車事故報告規則です。

自動車事故報告規則では、①一定の重大な事故があった場合には、30日以内に自動車事故報告書を提出しなければならない（事故報規2・3）とし、②特に重大な事故があったときは、自動車事故報告書の提出に加え、24時間以内においてできる限り速やかに電話その他適当な方法によって速報しなければならないと定めています（事故報規4）。試験にもよく出題される重要な省令です。

〔その他の道路運送法の附属法令②・事業等報告規則〕 特定の分野を対象とした省令のもう一つが「旅客自動車運送事業等報告規則」です。単に「事業等報告規則」と呼ぶことが多いです。こちらの省令も重要です。

タクシー事業は許認可事業ですから、お役所が事業者を監督するためには色々な情報が必要となります。そこで、道路運送法第94条第1項は、道路運送法の施行に必要な限度において、道路運送事業者に、事業に関して報告をさせることができる旨を規定しています。この報告の手続をどのように行うかについても国土交通省令にお任せ(委任)しています。これに基づいて作られた国土交通省令が事業等報告規則です。

事業等報告規則においては、事業報告書と輸送実績報告書という二つの報告書を提出するように定めています(事業報規2 I ⑤)。これらの提出期限についてよく出題されるので覚えておきましょう。事業報告書は毎事業年度経過後100日以内、輸送実績報告書は毎年5月31日までです(事業報規2 I ⑤)。

4 通達

〔通達・告示・公示とは〕 ここまで道路運送法とその附属法令を見てきましたが、それらとは別に、いわゆる「通達」というものや、「告示」・「公示」というものがあります。

「通達」とは、お役所の上司が部下などに対して、法令の解釈や取扱いを統一するために出すもので、いわば、お役所内部の業務命令ないしマニュアルのようなものです。けれども、私たちもお役所の取扱いに従わなければ許可や認可を受けることはできません。すなわち、通達は、お役所内部の業務命令だからといって私たちも無視することはできないものであり、法令と同じように扱われているのです。

「告示」や「公示」は、お役所などが一般にお知らせをするためのものです。

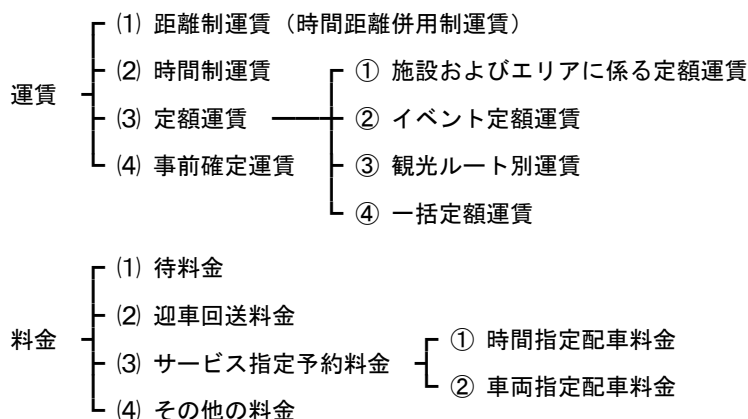
広い意味では「告示」や「公示」なども含めて「通達」と呼びます。試験対策上はこの点にこだわる必要はありませんので、法令以外でお役所が発するものを「通達」という、と考えておけば十分です。

特に実務上重要な通達としては、運賃料金に関する通達、標準運送約款、拒否要件通達、相乗り旅客の運送に関する通達、期限更新等に関する通達、タクシー車両の表示に関する通達(表示通達)があります。以下、順に見ていきましょう。

【運賃料金に関する通達】 運賃料金に関する通達のうち最も重要なものは、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」という通達です。長い名前なので、「運賃料金制度」と略して呼ぶことが多いです。この通達は、運賃料金の種類や割増・割引などを規定しています。また、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」という通達もあります。「運賃料金認可処理方針」とか単に「処理方針」と略して呼ぶことが多いです。この通達は、運賃料金の認可申請に対する処理手続などを規定しています。

【運賃料金制度】 まず、運賃料金制度に定められている運賃と料金の種類を紹介しておきましょう。既にタクシー乗務員の経験があるみなさんの中には運賃料金についてご存知の方も多いと思います。詳しいことは本論編で説明しますので、ここでは次の樹形図を見てどのような種類があるのか、名前だけでも確認しておきましょう。適用した経験のないものでもネーミングからイメージできるものがほとんどではないでしょうか？ また、車種区分についてもこの通達で定められています。

<運賃の種類と料金の種類>



【運賃の種類】 運賃は、(1)距離制運賃が原則です。ただし、信号待ちや渋滞時など一定の速度(時速10km)以下になったら時間で運賃が上がる仕組みになっていて、これを時間距離併用制運賃といいます。次に、(2)時間で運賃が上がる時間制運賃もあります。さらに、(3)一律の金額で空港の送迎を行うなどの運賃が定額運賃で、この例は①施設およびエリアに係る定額運賃といいます。定額運賃は他にも②イベント開催中に設定されるイベント定額運賃、③観光ルート別運賃、④定期券や回数券に

よる一括定額運賃（令和2年11月新設）があります。最後に、(4)時間距離併用制運賃だと渋滞等により想定以上の運賃となってしまうため、配車アプリ等により事前に運賃を決めておく事前確定運賃（平成31年4月新設）もあります。

[料金の種類] 料金についても、(1)お客様（旅客）の都合で待たされる際の待料金や、(2)無線などの迎車のときの迎車回送料金、また、(3)一定のサービスを指定して予約する際のサービス指定予約料金があります。サービス指定予約料金には、①「朝6時に来てください」などと指定する時間指定配車料金と、②「ワゴン車で来てください」などと指定する車両指定配車料金とがあります。さらには、これら以外の(4)その他の料金というのもあります。その他の料金は実例が思い浮かばないのですが、今後、国際化社会が進むと、「英語を話せるバイリンガルのドライバーをお願いします」などに対する料金がその他の料金に設定されるかもしれません。

[車種区分] 車種区分によって運賃や料金が異なることがあります。そこで、運賃料金制度においては、車種は、①特定大型車（乗車定員7名以上）、②大型車（排気量2リットル超で乗車定員6名まで）、③普通車（排気量2リットル以下で乗車定員6名まで）の3区分か、お役所（地方運輸局長）が地域の実情に応じて定めた区分と区分の基準によるものとしています（運賃制度3・区分の基準は別表参照）。

[◀参考▶通達と公示で同じか似たような名称のものがあるのはなぜか?] ここで説明した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」というのは国土交通省の自動車交通局長が部下の地方運輸局長等へ宛てて発した「通達」です。「通達しますからこのとおりに仕事をしてくださいね」という業務命令なのです。

自動車交通局長から通達を受けた地方運輸局長等は、この通達に則って業務を執り行うために、個人タクシー協会等へ宛てて「公示」を發します。例えば、関東運輸局長は、この通達を受けて「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」という全く同じ名前の「公示」を發しています。この「公示」は、「このように取り扱いますよ」というお知らせです。通達や公示で同じか似たような名称で発信者が異なるものがあるのはこのためです。

ただし、この「公示」では、変更を許された部分は地域の実情に応じて変更することができます。例えば、自動車交通局長から「通達」を受けた関東運輸局長は、車種区分の基準を①特定大型車（乗車定員9名以上）、②大型車（排気量2.5リットル超で乗車定員8名まで）、③普通車（排気量2.5リットル以下で乗車定員8名まで）と大型化して「公示」を發しています。

[運賃料金認可処理方針・運賃改定とは] 運賃料金に関するもう一つの通達として、運賃料金認可処理方針がありますが、この通達においては、運賃改定の定義を押しえておきましょう。ただし、この通達の文章は、強引に1文に詰め込みすぎたために非常に理解しにくいものとなっているので、次のように分割してみました。

(※1) 運賃改定 (※2) 申請については、運賃適用地域 (※3) ごとに行う。

(※2) 運賃改定とは、運賃適用地域 (※3) において普通車 (※4) の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。

(※3) 運賃適用地域とは、需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が定める地域をいう。

(※4) 普通車の車種区分がない地域においては地方運輸局長が定める区分による車種別とする。

[標準運送約款] 運送約款に関するものとしては「一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款」という告示があります。単に「標準運送約款」と呼びます。[運送約款の認可] のところで説明しましたように、運送約款には記載しておかなければならない多くの事項（道運施規12）が定められていて、これらを満たしていないとお役所からお墨付き（認可）がもらえません（道運11 I II）。標準運送約款は、これらの必要な事項を満たしたものをお役所の側が作ってくれたモデル（雛形）です。標準運送約款を使いたい人は自由に使ってくださいという趣旨で告示という形式で公表してくれているのです。

標準運送約款を使うと、（初めから定める場合と、のちに標準運送約款に変える場合のどちらも）お役所のお墨付き（認可）を受けたのと同じ扱いがされることとされています（道運11 III）。その結果、認可手続は必要ありませんので、多くの事業者が標準運送約款を使っています。

[拒否要件通達] 「タクシー業務適正化臨時措置法の施行について」という通達は、運送の引受けおよび継続の拒絶事由を定める道路運送法第13条や運輸規則第13条等の具体例として「運送の引受け又は継続の拒否の要件について」を定めていますので、拒否要件通達と呼ばれています。ただし、拒否要件通達は東京都特別区、武蔵野市および三鷹市の区域に限って出題されます。

【相乗り旅客の運送に関する通達】 相乗り旅客の運送に関する通達としては、「一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて」があります（令和3年10月新設）。「相乗り旅客運送取扱い」と略して呼びます。

タクシー事業は、一個の契約により自動車を貸し切ってお客様（旅客）を運送する事業（道運3①ハ）ですから、複数のお客様（旅客）が乗車される場合でも、通常、そのお客様（旅客）は一組で知り合い同士です。そして、タクシー事業者が許可を受けずに路線バスのような乗合旅客の運送をすることができるのは、災害の場合その他緊急を要するときという例外的な場合に限られるのです（道運21）。

けれども、運送の途中に不特定のお客様（旅客）が乗車することのない相乗り旅客の運送であれば、路線バスのような乗合旅客の運送には当たりません。そこで、相乗り旅客運送取扱いにおいては、見ず知らずであっても、お客様（各旅客）が運送開始前にお互いに同乗することを承諾することで、一団のお客様（旅客）として、費用負担、事故時の補償等について公正な条件を設定した運送に係る契約（相乗り運送契約）をタクシー事業者との間で共同して締結し、これに基づいてタクシー事業者が相乗り旅客の運送を行うことを認めています（相乗運送1本文）。

この相乗り旅客運送取扱いは、①相乗り旅客の運送の定義や、②相乗り旅客と乗合旅客の差異、③相乗り旅客の運送における運賃の取扱い、④相乗り旅客の運送によるトラブルの防止措置について定めています。

【期限更新等に関する通達】 期限更新等に関する通達としては、「個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて」というものがあります。「期限更新等取扱い」とか「期限更新」などと省略して呼ぶことが多いです。

(1) 道路運送法では、タクシー事業の許可や認可には条件や期限を付けることができる旨を規定しています（道運86 I）。そして、私たちの個人タクシー事業の許可は最長で5年の期限付きとなっていますので、その期限ごとに更新をしなければなりません。自動車の運転免許と似ていますね。その際の手続などを定めたのが期限更新等取扱いのうちの「I.許可等に付した期限の更新の処理について」です。ただし、運転記録証明書や適性診断書、健康診断書など、提出（添付）しなければならない書類が多く、運転免許の更新よりも少し複雑です。

- (2) 期限更新等取扱いは、その他に、「Ⅱ.代務運転制度について」も規定しています。個人タクシー事業には「他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない」旨の条件が付されていますが、この条件を一定期間変更して、他人に運転させることを特別に認める制度が代務運転制度です。この代務運転制度は、本来は、個人タクシー事業者本人が病気や負傷等により、自ら事業を遂行できない場合において、その事業者や家族の当面の生活の安定を確保するため、一定期間に限って事業用自動車を他人に運転させ事業を継続することを認める特例措置です。ただし、現実には事業の譲渡譲受の前提として利用されることが多いようです。
- (3) さらに、期限更新等取扱いは、「Ⅲ.事業の休止及び廃止について」についても規定しています。タクシー事業者が事業を休止する際には、その30日前までに「事業休止届出書」をお役所に提出しておかなければならない（道運38 I）のですが、個人タクシー事業者が30日以内の休止をする場合については「事業休止届出書」の提出に代えて「日報に記載」しておけば足りるとしたものです。

[表示通達] 表示通達は地域ごとに異なっていて、東京都では「東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて」という通達があります。この東京都の表示通達は、①運賃メーター器等、②車内表示装置（スーパーサイン）、③車外表示装置（あんどん）、④車外表示、⑤車内表示または掲示事項等、⑥表示板について定めています。

5 行政庁と権限の委任等（道路運送法施行令）

[お役所の組織と行政庁（国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長）] 国の行政を行うためのお役所の組織として、内閣がありその下に内閣府と11の省があります。タクシー事業を管轄するお役所は、国土交通省で、その下に全国に九つの地方運輸局が置かれ、さらにそれらの下に運輸支局が置かれています。

お役所が何かをするときは、そのトップの名前で行われます。国土交通省であれば国土交通大臣、地方運輸局であれば地方運輸局長、運輸支局であれば運輸支局長です。

ただし、沖縄県は、地方運輸局の仕事を内閣府の沖縄総合事務局で行っているの
で、地方運輸局長ではなく沖縄総合事務局長により行われます。また、兵庫県は運
輸支局の仕事を神戸運輸管理部で行っているの、運輸支局長ではなく運輸管理部
長により行われます。

これらのお役所のトップを行政庁と呼ぶことがあります。すなわち、国土交通大
臣も、地方運輸局長も、運輸支局長も、沖縄総合事務局長も、運輸管理部長も、みん
な「お役所のトップ」なので行政庁です。

なお、法令では、「国土交通大臣は～」とか、「地方運輸局長は～」と書いてありま
すが、本書では、その区別が試験対策上重要でない限り、単に「お役所は～」と
（「トップ」も省略して）記述しています。

【権限の委任等】 道路運送法では、国土交通大臣の権限とされているものが数多
くあります。しかし、現実には国土交通大臣がその全てをこなせるわけではありま
せん。そのため、国土交通大臣の権限のうち旅客自動車運送事業に関するものほ
とんどは地方運輸局長が行うものとされています（道運88Ⅱ、道運施令1Ⅱ）。これ
を権限の委任といいます。地方運輸局長へ委任された権限が運輸支局長等へと再委
任されている場合もあります（道運88Ⅲ、道運施令1Ⅳ）。このように、道路運送法
についての権限の委任等は道路運送法施行令という政令で定められています。

権限の委任が行われると、もともと権限を持っていたお役所（国土交通大臣な
ど）はその権限を失い、委任されたお役所（地方運輸局長など）の権限となります。

なお、権限の委任等は、道路運送法だけでなくタクシー業務適正化特別措置法や
道路運送車両法などの他の法律についても行われています（ただし、道路運送車両
法についてのものは個人タクシー試験の範囲外とされていますので、本書では扱
いません。）。

第2節 旅客自動車運送事業運輸規則について

道路運送法について、ここでは旅客自動車運送事業運輸規則という省令のあらましを見てみましょう。旅客自動車運送事業運輸規則は、略して「運輸規則」と呼びます。「運規（うんぎ）」と呼ぶこともあります。

[目的、一般準則、輸送の安全性の向上] 運輸規則は第1章「総則」という章に目的規定や一般準則などのほか苦情処理に関する規定も置いています。

まず、運輸規則は旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、①輸送の安全と②旅客の利便を図ることを目的とすると規定しています（運規1）。

次に、一般準則として、タクシー事業者（旅客自動車運送事業者）は、安全、確実かつ迅速に運輸を遂行するよう努めなければならないこと（運規2 I）、また、お客様（旅客）に対しても、公衆に対しても、公平かつ懇切な取扱いをしなければならないことも規定しています（運規2 II）。

さらに、輸送の安全の確保が最も重要である（道運22）ことから、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない旨の規定も置かれています（運規2の2）。

[苦情処理] 運輸規則の総則規定のなかには苦情の処理に関する規定も置かれています。苦情の処理としては、お客様（旅客）に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者があった場合、タクシー事業者（旅客自動車運送事業者）は、遅滞なく、弁明をしなければならないと規定しています（運規3 I 本文）。この弁明は、「弁明書」などの書面による必要はありません。

ただし、氏名と住所を明らかにしない者に対しては、この限りではなく、弁明をする必要はありません（運規3 I ただし書）。

苦情の申出を受け付けた場合には、一定の事項を記録し（苦情処理の記録）、かつ、その記録を整理して1年間保管しなければなりません（運規3 II）。

なお、苦情の申出を受け付けた場合でも、お役所に報告する必要はありません。

[事業者についての規定] 運輸規則の第2章は「事業者」というタイトルです。この章には多くの規定が置かれていて重要な部分です。ここでは、運賃および料金等の実施等（運規4、運賃額表示方法）、領収証（運規10 II）、運送の引受けおよび継続の

拒絶（運規13、拒否要件）、危険物等の輸送制限（運規14）、事故の際の処置等（運規18 I・19）、損害賠償措置（運規19の2、賠償基準）、業務記録（運規25Ⅲ）、事故の記録（運規26の2）、地図の備付け（運規29、地図規格）、事業用自動車内の表示（運規42 IⅢ）、応急用器具等の備付（運規43）、事業用自動車の清潔保持（運規44）、点検整備等（運規45）、点検施設等（運規47）などについて学習します。

【運行管理者についての規定】 運輸規則の第3章は「運行管理者」というタイトルです。しかし、個人タクシー事業においては運行管理者を置く必要がありません（運規47の9 I③）ので、ほとんど学習しません。

【乗務員についての規定】 運輸規則の第4章は「乗務員」というタイトルです。乗務員に関する運輸規則第49条第1項は「運転者、車掌その他の乗務員」と規定していますが、個人タクシー事業における乗務員は運転者のみです。

ここでは危険物等の車内持込みや、車内での喫煙、酒気帯びでの乗務など、乗務員の禁止事項（運規49）、および重大な故障を発見した場合の運行の中止や、運転者の服装、回送板の掲出など、運転者の遵守事項（運規50）について学習します。

【旅客についての規定】 運輸規則の第5章は「旅客」というタイトルです。ここでは、他人に危害を及ぼすおそれがある物品（危険物等）など、お客様（旅客）による自動車内への持込みが制限される物品（運規52、道運28 I）について学習します。また、走行中みだりに運転者に話しかけるなど、お客様（旅客）の禁止行為（運規53、道運28 I）についても学習します。

持込制限物品（危険物等）としては、例えば100グラムを超える花火（運規52②）、こん包していない刃物（運規52⑩、危険物運送基準8）、500グラムを超えるマッチ（運規52⑪）、動物（運規52⑭。ただし、盲導犬などを除く。）などが規定されています。これらの危険物等は、タクシーにおいては次の三つの働きをしています。まず、①危険物等を携帯している者について、事業者が運送の引受けおよび継続をお断り（拒絶）できる事由に該当します（運規13②）。また、②お客様（旅客）が現に存在する事業用自動車事業者が運搬してはならない物品に該当します（運規14Ⅱ）。さらに、③お客様（旅客）が現に存在する事業用自動車に乗務員が持ち込んではいない物品にも該当します（運規49Ⅱ①）。

第3節 タクシー業務適正化特別措置法と関連法令について

道路運送法および運輸規則について、タクシー業務適正化特別措置法という法律とその附属法令についてのあらましを見てみましょう。タクシー業務適正化特別措置法は、略して「タク特法」と呼ぶことが多いです。

[タクシー業務の問題点とタク特法] タクシー乗務員の待遇は、ほぼ歩合制です。そうすると、お金を稼ぎたい乗務員は、勤務時間や乗務時間を守らずに帰庫遅れを繰り返したり、休憩を取らずに走り続けることによって高営収を追求します。これを放置すると乗務員が過労運転を繰り返すこととなって、①輸送の安全の確保ができなくなってしまう。

また、近距離のお客様よりも長距離のお客様に乗車していただいた方が効率的に営収アップを図れますから、見るからに近距離そうなお客様をパス（乗車拒否）するなど客選別をして営収アップを図る不届き者も現れてきます。これもまた放置すると、②利用者の利便の確保ができなくなってしまう。

このように、タクシー業務においては、①輸送の安全の確保と②利用者の利便の確保とを図ることが重要となってきます。そのために作られた法律がタク特法です。タク特法では、地域を次のように、全ての地域、指定地域、特定指定地域という3段階に分けて対策を立てることとしています（タク特1）。

※ 指定地域や特定指定地域はタクシー業務適正化特別措置法施行規程という告示で定められていますので、みなさんの営業区域がどれに当たるのかを確認しておきましょう。

[全ての地域での対策] まず、全ての地域について、タクシー運転者を登録制にすることとしています（タク特1・3）。運転者がタク特法や道路運送法に違反する等の行為をすると、この登録が取り消されてしまうことがあります（タク特9 I）。

[指定地域での対策] 次に、①輸送の安全の確保と②利用者の利便の確保が困難となるという弊害がひどい地域については、お役所がその地域を「指定地域」として指定できるものとしています（タク特2の2 I）。この指定地域では、タクシー運転者に①輸送の安全の確保と②利用者の利便の確保とについての試験を実施するという方法で対策を立てることとしています（タク特1）。

〔特定指定地域での対策〕 さらに、指定地域に指定された地域のうち、(輸送の安全を確保する観点(①)ではなく) 特に利用者の利便を確保する観点(②)から、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域については、お役所がその地域を「特定指定地域」として指定できるものとしています(タク特2の3I)。この特定指定地域では、タクシー業務適正化事業の実施を促進するという方法で対策を立てることとしています(タク特1)。具体的には、①乗車拒否などの取り締まりや指導、②研修の実施、③タクシー事業の利用者からの苦情処理、④タクシー乗場の設置、という対策を行うこととしています(タク特34I)。

〔タク特法で学ぶこと〕 タク特法に関しては、受験をする営業区域によって出題範囲・学ぶべき範囲が異なっています。

- (1) 指定地域以外で受験する人は、①個人タクシー事業者乗務証の交付・表示・記載事項の訂正・返納・再交付・譲渡等の禁止・不正表示の禁止(タク特46・47、タク特施規35・11Ⅲ・12・14Ⅱ・31・32・33・34・36・37・38)についてのみ学びます。なお、「個人タクシー事業者乗務証」とは、法人の乗務員の「乗務員証」または「運転者証」にあたるもので、写真の貼付してある面が表です。
- (2) 特定指定地域を除く指定地域で受験する人は、(1)に加えて、②タクシー等に関する届出(タク特44、タク特施規28)、③個人タクシーである旨の表示(タク特45、タク特施規29)についても学びます。
- (3) 特定指定地域で受験する人は、出題範囲に限定はありませんので、(1)(2)に加え、④タクシー運転者の登録(タク特3・5)、⑤適正化事業実施機関としてのタクシーセンターの仕事内容や負担金(タク特34・37)、⑥乗車禁止地区(タク特43)、⑦許可の取消し等(タク特52)などについても学びます。

〔タク特法の附属法令・タク特法施行規則〕 タク特法の附属法令として、タクシー業務適正化特別措置法施行規則があります。タク特法施行規則と略して呼ぶことが多いです。タク特法施行規則は、タク特法の内容を補充するものとなっていて、道路運送法に対する道路運送法施行規則の関係と同様ですから、タク特法施行規則もタク特法と併せて学習するのが合理的です。そこで、本書では、タク特法施行規則についても、独立して取り上げて解説することはしないで、タク特法と併せて必要な条文についてのみ解説を行っていきます。

第4節 道路運送車両法と関連法令について

最後に道路運送車両法という法律とその附属法令についてのあらましを見てみましょう。道路運送車両法は、略して「車両法」と呼ぶことが多いです。

[道路運送車両法とは] 車両法については、今まで見てきた道路運送法や運輸規則、タク特法とはやや趣きが異なっています。タクシー事業に関するものではなく、道路運送車両一般に関してのルールなのです。ですから、自動車を持っている人であればご存知の事項も多いと思います。例えば、自動車で公道を走るには、自動車の登録を受けてナンバープレートに封印を付けなければなりません。また、自動車を売買したときは、名義変更をしなければなりません。さらには、日常点検をしたり、定期的に点検整備をしなければなりませんし、数年おきに車検を受けなければなりません。これらについてのルールを規定しているのが車両法です。タクシー事業は、当然のことながら「自動車」を使用して行われるものですから、車両法についても、タクシー事業に必要な範囲についてのみ出題されることとなっています。

[自動車の登録] 自動車の登録においては、変更登録と移転登録の区別が重要です。例えば、Aさんが所有する自動車をBさんに売却した場合、新しい所有者Bさんは変更登録と移転登録のどちらの申請をするのでしょうか？

自動車の所有者は誰かという物を中心にした考え方に立つと、自動車の売買によって所有者がAさんからBさんへ変更となりますから変更登録とも思えます。しかし、登録制度は人が物に対する権利を持っているという人を主体とし中心にした考え方に立っています。この立場は、自動車の売買によってAさんからBさんへと権利(所有権)が移転すると考えますから、移転登録の申請をします(車両13I)。

これに対し、所有者の氏名・名称や住所、使用の本拠の位置などの変更は、権利そのものが移転するのではなく、権利者が持っている権利の内容等が変わったといえます。そこで、これらの変更については変更登録の申請をします(車両12I)。

自動車の登録には、変更登録・移転登録のほかに、登録自動車が滅失したとき(ex. 廃車)などにする永久抹消登録(車両15)があります。

なお、これらの登録は、すべて15日以内に申請しなければならないこととされています(車両12I・13I・15I)。

[車両法で学ぶこと] 車両法では、自動車の登録のほか、目的(車両1)、自動車登録番号標(ナンバープレート)の封印と表示(車両11・19)、自動車の保安基準(車両41・42)、自動車の点検整備と定期整備記録簿(車両47・47の2・48・49)、整備命令(車両54)、自動車の点検および整備に関する手引(車両57)、自動車の検査と自動車検査証(車検証、車両58・61・66・67・70)、継続検査(車検、車両62)などについて学びます。

[車両法の附属法令①・道路運送車両の保安基準] 車両法は、自動車の装置について保安上、公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければならない旨を規定しています(車両41)。これに関連して道路運送車両の保安基準という省令(および道路運送車両の保安基準の細目を定める告示)があります。単に保安基準(および保安基準告示)と呼びます。保安基準では多くのものの規格を定めていますが、私たちは、自動車の窓ガラスや、発炎筒などの非常信号用具(保安基準43の2)、三角表示板などの警告反射板(保安基準43の3)と停止表示器材(保安基準43の4)について学びます。

自動車の窓ガラスについては、前面ガラスに貼り付けるものには制限が設けられている(保安基準29IV、保安基準告示195)ことを覚えておきましょう。

また、非常信号用具や警告反射板、停止表示器材については、どのくらい遠くの距離から灯光や蛍光(けい光)、反射光を確認できる必要があるかを覚えておく必要があります。非常信号用具と停止表示器材は「200mの距離から」確認できなければなりません(保安基準告示220・222)。これらに対し、警告反射板については「150mの距離から」確認できればOKです(保安基準告示221)。これらを区別するために、5文字のものは150mで6文字のものは200mと覚えると忘れにくいです。

[車両法の附属法令②・車両の点検整備と自動車点検基準] 自動車の点検整備に関しては、自動車点検基準という省令があり、日常点検基準(別表第一)や定期点検基準(別表第三)などを定めています。この日常点検基準においては、ブレーキや、タイヤ(空気圧・亀裂や損傷など)、灯火装置と方向指示器については、日常点検を(1日に1回、その運行の開始前に)するように定められています。

ただし、タイヤの溝の深さや、バッテリー、原動機、ウインド・ウォッシャ、ワイパーは、走行距離、運行時の状態などから判断した適切な時期に行えば足りることとされています。

第5節 法令の仕組み等について

1 個人タクシー法令試験で出題される法令等一覧

個人タクシー法令試験で出題される法令等のあらましを全般的に紹介しました。ここまでに紹介した法律や政令、省令、通達などが法令集のどこにあるのか、法令集にタグを貼っておくなり、自分用の目次を作っておくなりして、すぐに開けるようにしておきましょう。すぐに該当ページを開けるようにしておく必要がある法令等一覧は次のとおりです。

<すぐに該当ページを開けるようにしておく必要がある法令等一覧>

| 法律 | ①道路運送法 | ②タク特法 | ③車両法 |
|----|--|---|-----------------|
| 省令 | ④運輸規則 ⑤道路運送法施行規則 事故報告規則 事業等報告規則 | ⑥タク特法施行規則 | 保安基準 自動車点検基準 |
| 通達 | 運賃料金制度 運賃料金認可処理方針 標準運送約款 期限更新等取扱い 拒否要件通達 | 表示通達 (道路運送法、運輸規則、 運賃料金制度、タク特法に 関連) | |

2 条文に書いてある言葉のルール

法令に出てくる言葉で微妙に意味が違うものがあります。

【「以上」「以下」と「超える」「未満】 「以上」「以下」は、基準となる数を含む場合で、例えば「1万円以上の罰金」なら1万円を含みます。これに対し、「超える」「未満」は、基準となる数を含まない場合で、例えば「18歳未満入場禁止」なら満18歳は含みませんから、入場禁止の対象となりません（満18歳なら入場できます。）。

【「以前」「以後」と「前」「後】 「以前」「以後」と「前」「後」も同様に含むか含まないかの違いで「以」が付いている方は基準となる数を含みます。例えば「申請日以前3年間」なら申請日を含みます。

〔「及び」「又は」「並びに」「若しくは」〕 例えば「A及びB」の場合は、「AもBも」という両方ともという意味になります。英語のandです。これに対し、「A又はB」の場合は、原則として「AかBか」という選択的な意味になります。英語のorです。

「並びに」は、「及び」で接続したものを更につなげる場合で、「A並びにB及びC」であれば「Aと(BとC)」という意味になります。例えば「メインディッシュ並びにパン及びライスが食べ放題」であれば、メインディッシュ・パン・ライスの全てが食べ放題となります。

「若しくは」は、「又は」で接続したもののうちその一つを更に選択する場合で、「A又はB若しくはC」であれば「Aか(BかC)か」という意味になります。例えば「ご飯又はうどん若しくは蕎麦が食べ放題」ならば、ご飯・うどん・蕎麦のどれかが食べ放題となります。「ご飯or(うどんor蕎麦)」というご飯と麺類のグループとを分けているのです。

〔◀発展▶「その他の」と「その他」〕 「A、Bその他」のあとに「の」がある場合のA、Bは例示で、「A、Bその他」のあとに「の」がない場合のA、Bは独立しています。例えば、《例文①》「A、Bその他の生徒は入室できる。」は、生徒が入室できるという意味です。「A、B」は「生徒」の例示として掲げられているにすぎませんから、《例文①》の「A、B」を省略しても意味内容は変わりません。すなわち、「その他」のあとに「の」がある《例文①》で重要なのは「生徒」のみなのです。「生徒」の範囲を下位の法令に委任する場合、《例文②》「A、Bその他の省令で定める生徒は入室できる。」であれば、省令では「例文②の生徒はABCDとする。」と定められます。

これに対して、《例文③》「A、Bその他生徒は入室できる。」であれば、A、Bおよび生徒が入室できるという意味になります。この場合の「A、B」は例えば講師で、「生徒」とは別扱いされていますから、《例文③》の「A、B」を省略することはできません。すなわち、「その他」のあとに「の」がない《例文③》においては、「A」、「B」および「生徒」の全てが独立して重要となっているのです。「生徒」の範囲を下位の法令に委任する場合、《例文④》「A、Bその他省令で定める生徒は入室できる。」であれば、省令では「例文④の生徒はCDとする。」と定められます。

3 法令の仕組みと条文の読み方等について

法令の書き方には一定のルールがあります。法令がどのような仕組みでできているのかや、条文の音読の仕方、本書で用いられている省略表記の方法について紹介する内容のものを、この法令の書き方のルールに従って、法令風にして作りました。題して「条文の読み方等について」です。

条文の読み方等について

(目的)

第一条 この「条文の読み方等について」は、法令の仕組みや条文の読み方、省略表記を学ぶためのものです。多くの法令では、本条のように、第1条にその法令の目的規定が置かれています。

(見出し)

第二条 条文の「第〇条」の上に、かっこ書で「見出し」が付けてあります。音読をするときは「見出し」を読んだから「第〇条」と続けます。

(項、号の仕組みと読み方)

第三条 本条のように、「第〇条」の後に算用数字から始まる段落が続いている条文の場合、条文の最初の部分を「第1項」といいます。ただし、条文全体を音読する場合には「第〇条」だけを読み、「第〇条第1項」とは読みません。

- 2 算用数字から始まる部分を「項」といいます。この部分は算用数字の「2」ですから「第2項」と読みます。
- 3 この部分は算用数字の「3」ですから「第3項」と読みます。
- 4 「項」の中を分けて規定を置くときは漢数字を用います。
 - 一 漢数字の部分を「号」といいます。この部分は漢数字の「一」ですから「第1号」と読みます。
 - 二 この部分は漢数字の「二」ですから「第2号」と読みます。
- 5 「項」や「号」を読む場合には、数字の前に「第」を付け忘れないように注意しましょう。
- 6 「号」の中を分けて規定を置くときはカタカナの「イロハ・・・」を用います。

(項がない条文)

第四条 本条のように「第〇条」の後に算用数字から始まる段落が続かない条文は、「項」がないので単に「第4条」といいます。

(枝番号)

第四条の二 法令を改正する場合において、本条のように、第四条と第五条との間に新しい条文を挿入するときは、後に続く条文の番号が変わるのを防ぐため、枝番号を付けて「第四条の二」というように挿入することがあります。

- 2 「項」と「項」との間に新しい「項」を挿入する場合や、「号」と「号」との間に新しい「号」を挿入する場合も、同様です。
- 3 「第四条の二」を「第四条第2項」と間違えないように注意しましょう。

(省略表記)

第五条 本書においては、法令名や条文番号を省略して表記する場合があります。

例えば「道路運送法」は「道運」と省略する場合があります。

- 2 条文番号を省略して表記する場合には、算用数字のみを記載し、「第」と「条」とを省略します。「第」だけを省略することもあります。
- 3 「項」を省略して表記する場合には、ローマ数字の大文字で記載します。
- 4 「号」を省略して表記する場合には、丸数字で記載します。
- 5 本書における省略表記の例を示すと次のとおりとなります。

| | |
|--------------------|------------|
| 一 道路運送法第1条 | 道運1 |
| 一の二 道路運送法第1条 | 道路運送法1条 |
| 二 道路運送法第2条第1項 | 道運2 I |
| 三 道路運送法第3条第1号 | 道運3① |
| 四 道路運送法第5条第1項第2号 | 道運5 I ② |
| 五 道路運送法第9条の3第2項第4号 | 道運9の3 II ④ |

附 則

法令の最後には「附則」が置かれます。ここには施行期日や経過措置などが規定されています。

この法令の仕組みと条文の読み方等についてを学び終えたら、いよいよ本論編に突入です。本論編を読む際は、試験に必要な知識を身につけるために、法令集を開いて条文と一緒に読み進めましょう。文章中や、かつこ書で条文の番号が記載しあるときは、その条文を参照しながら読み進めましょう。

第2編 本論編

第1章 道路運送法

第1節 道路運送法の目的と守備範囲等

1 道路運送法の目的

〔◀語群▶道路運送法の目的〕 道路運送法の目的規定（道運1）には、①「道路運送事業の運営を適正かつ合理的なもの」とすること、②「道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進」すること、が掲げられています。これらはいわば目的達成のための手段です。これらの手段を用いて、③「輸送の安全を確保」すること、④「利用者の利益の保護」および⑤「その利便の増進」を図ること、それとともに、⑥「道路運送の総合的な発達」を図ること、を目的としています。この③④⑤⑥はいわば中間目的で、究極的な目的は、⑦「公共の福祉を増進すること」です。公共の福祉というのは、国民生活全体の利益とでも考えておけばよいでしょう。

〔◀参考▶道路運送法第1条の改正経緯〕 従来、貨物自動車運送事業については道路運送法で規定していましたが、平成元年12月改正により貨物自動車運送事業法として独立した法律となりました。そこで、道路運送法第1条の目的規定に「貨物自動車運送事業法……と相まつて」という文言が付け加えられました。

その後、平成12年5月改正において、道路運送法の目的が大きく転換されました。すなわち、「道路運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保するとともに、道路運送に関する秩序を確立する」という表現から、①「道路運送事業の運営を適正かつ合理的なもの」とすることにより、④「道路運送の利用者の利益を保護する」という利用者保護重視の表現へと改められたのです。これが現行法のベース部分となっています。

さらに、JR福知山線列車脱線事故を契機とした平成18年3月改正により③「輸送の安全を確保」が付け加えられ、また、平成18年5月改正により②「利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進」と⑤利用者の「利便の増進」の部分も付け加えられました。

このような改正経緯から、非常に読みにくい条文となっています。そこで、少しでも分かりやすくするために文章をバラしてみました。平成12年5月改正のベース部分のみを読んでみるとシンプルな構造をしていることが分かりますから、その上で〔 〕内の追加された部分も含めて読むと全体を理解しやすくなります。

(目的)

第一条 この法律は、(貨物自動車運送事業法と相まって、)

- ① 道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、
 - ② 並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進 することにより、
 - ③ 輸送の安全を確保し、
 - ④ 道路運送の利用者の利益の保護 ⑤ 及びその利便の増進 を図るとともに、
 - ⑥ 道路運送の総合的な発達を図り、
- もって ⑦ 公共の福祉を増進することを目的とする。

2 道路運送法の守備範囲と旅客自動車運送事業の種類

[道路運送法の守備範囲] 道路運送法は何を対象にして規定をしているのか確認しておきましょう。道路運送法の守備範囲は、道路運送事業です。この道路運送事業のうち、自動車を使って運送事業を営む自動車運送事業 (道運2Ⅱ) についてはイメージしやすいでしょう。しかし、道路運送事業には、道路を作って事業を営む自動車道事業 (道運2Ⅴ) も含まれています (道運2ⅠⅡ)。

また、自動車運送事業の中には、私たちの営むタクシー事業やバス事業のように、有償で(すなわち、お金などの対価をもらって)お客様(「旅客」)を運送する**旅客自動車運送事業** (道運2Ⅲ) がありますが、これだけではありません。自動車運送事業には、もう一つあって、トラックによる運送事業のように、有償で「貨物」を運送する**貨物自動車運送事業** (道運2Ⅳ) も含まれているのです (道運2Ⅱ)。このように、道路運送法の守備範囲はずいぶん広いのです。

[旅客自動車運送事業の定義] ここでは、私たちの属する**旅客自動車運送事業**の定義を確認しておきましょう。道路運送法第2条第3項は、**旅客自動車運送事業**を「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう」と定義しています。第1に、「他人の需要に応じ」ということ。自分の需要のためであれば、「自家用」です。第2に、「有償で」ということ。無償すなわちタダでなら商売になりませんからボランティアですね。第3に、「自動車を使用して」ということ。船舶を使用すれば海上運送事業ですし、航空機を使用すれば航空運送事業になります。第4に、お客様すなわち「旅客」を運送するということ。貨物を運送するのなら「貨物自動車運送事業」です。

<法令・通達 目次>

●=法律 ●=政令 ○=省令 無印=通達等

| | 法令名 | 略称 | 頁 |
|---|--|----------------|-----|
| ● | 道路運送法 | 運送法 | |
| ● | 道路運送法施行令 | 運送法施行令 | |
| ○ | 道路運送法施行規則 | 運送法施行規則 | |
| | 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について | 運賃認可処理方針 | |
| | 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について | 運賃料金制度 | |
| | タクシーの観光地におけるルート別運賃制度の見直しについて | 観光ルート別 | |
| | 一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて | 事前確定運賃 | |
| | 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款 | 標準運送約款 | |
| | タクシー業務適正化臨時措置法の施行について | 拒否要件通達 | 通達集 |
| | 一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて | 相乗旅客運送 | |
| ○ | 自動車事故報告規則 | 事故報告規則 | |
| | 個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて | 期限更新 | |
| ○ | 旅客自動車運送事業等報告規則 | 事業報告規則 | |
| ○ | 旅客自動車運送事業運輸規則 | 運輸規則 | |
| | 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示 | 損害賠償基準告示 | |
| | 旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について | 地図規格 | 通達集 |
| | 旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示 | 危険物運送基準告示 | |
| ● | タクシー業務適正化特別措置法 | タク特法 | |
| ○ | タクシー業務適正化特別措置法施行規則 | タク特法施行規則 | |
| | タクシー業務適正化特別措置法施行規程 | タク特法施行規程 | |
| ● | 道路運送車両法 | 車両法 | |
| ○ | 道路運送車両の保安基準 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 | 保安基準 保安基準告示 | |
| ○ | 自動車点検基準 | 点検基準 | |
| | 東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて | 表示通達 | 通達集 |

(筆者のサイトのQRコード)



個人タクシー試験対策 個タク法令教科書 [Ver.X]

発行日 平成30年 9月10日 初版
令和 6年 7月25日 Ver. X (10.1)
令和 8年 6月15日 Ver. X (10.6)
著者 aimoto
(<https://ss1.xrea.com/daiichij.s17.xrea.com/>)
発行者 同上
印刷 製本直送.com
頒価 2,750円
(追加情報等は上記サイトに掲載します。)